

# 社会福祉法人 本郷の森 役員報酬および慶弔費等規程

## 第1章 報酬

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 本郷の森 定款 第8条に基づき、理事・評議員・監事（以下「役員」という）の報酬および慶弔費等の支払いを適正に行うことを目的とする。

(理事会および評議会への出席報酬)

第2条 役員が理事会および評議会に出席したとき、出席手当および交通費を支払う。

2 1回出席につき支払金額5,000円(源泉所得税控除後)を支払う。

3 交通費は実費を支払う。

(役員の業務報酬)

第3条 理事および評議員が、理事会または評議会以外の日において、法人業務および法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という）の運営のために業務にあたる場合は業務依頼書に基づいて行い、報酬および交通費を支払う。

2 監事が理事会または評議員会以外の日において、法人および施設の運営状況を指導し、または監査する業務にあたる場合は、報酬及び交通費を支払う。

3 報酬はその勤務実態に即して、勤務時間1時間につき2,000円(源泉所得税控除後)を支払う。

4 交通費は実費を支払う。

(支払期日)

第4条 報酬の支払いは、当日もしくは15日締め当月25日支払いとする。

(適用除外)

第5条 事業の職員を兼務する役員は、この規定は適用しない。

## 第2章 慶弔費

(慶弔費の適用範囲)

第6条 慶弔費の適用範囲は、役員と配偶者およびその1親等の親族（父母、配偶者の父母、子女）に対するものとする。

(種別と内容)

第7条 慶弔費の種別と内容については以下のとおりとする。

種別	内容
結婚	10,000円（再婚含む）
出産	5,000円（生児一人につき）
死亡（本人・配偶者）	10,000円 および花輪
死亡（1親等の親族）	5,000円

### 第3章 見舞金

(見舞金の適用範囲)

第8条 見舞金の適用範囲は、家屋の火災および天災による被害に対するもの、役員本人の傷病に対するものとする。

(種別と内容)

第9条 見舞金の種別と内容については以下のとおりとする。

種別	内容
家屋の全壊・全焼	100,000円
半壊・半焼	50,000円
傷病による入院	
14日まで	5,000円
14日以上	10,000円

第10条 災害見舞金については、大規模災害等で法人の事業活動に重大な影響を及ぼすなど、法人に支払い能力がないことが明らかな時は、理事会で決定する。

附則 この規程は、理事長権限により指示・改定ができる。

- 2 前・元役員については、理事長が判断する。
- 3 この規程は、平成21年9月28日より施行する。
- 4 この規程は、平成24年5月30日より施行する。
- 5 この規程は、平成27年3月2日より施行する。
- 6 この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- 7 この規程は、平成28年4月1日より施行する。
- 8 この規程は、平成29年6月23日より施行する。
- 9 この規程は、平成30年4月1日より施行する。